

ポイ捨て防止条例制定の市阿波市

春です!
阿波市は満一年を
迎えました

(市役所本庁前桜並木 3月27日撮影)

2006

4

No.11



広報

阿波

AWA CITY CONTENTS

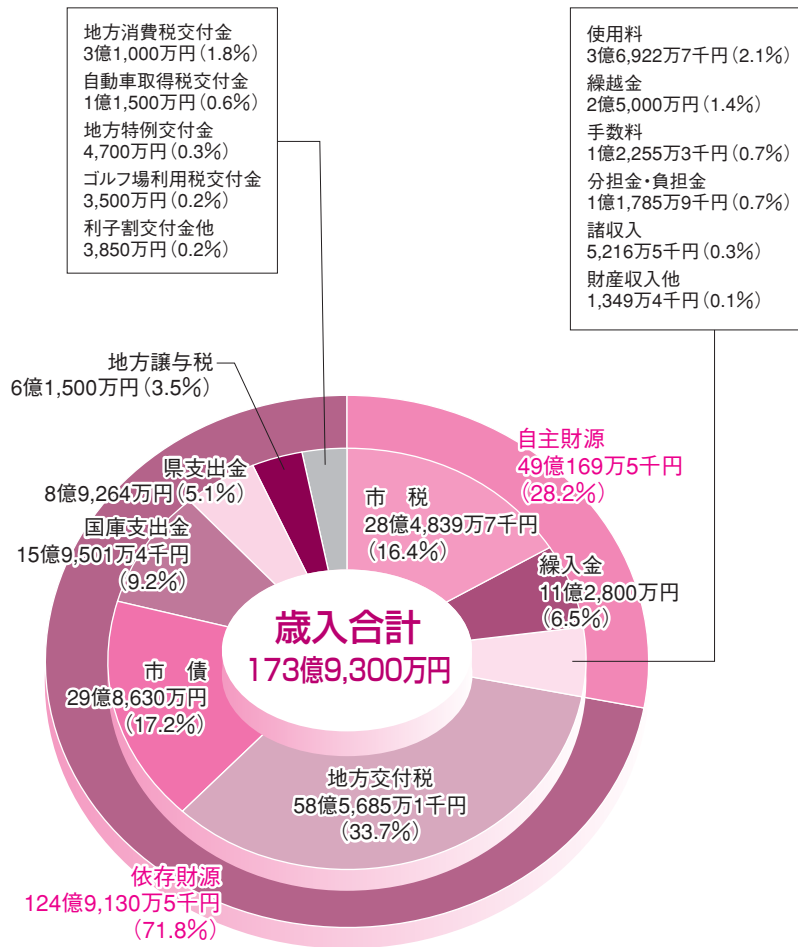
平成18年度予算	2~5
市議会議員22人紹介	6
行財政改革大綱策定	7
市職員の配置(人事異動)	8~13
市職員給与等の公表	14~15
新しい介護保険制度	16~18
阿波探訪シリーズ1	19
コミュニティ事業	20~21
お知らせ	22~25
図書カレンダー	26
健康だより	27
広報クイズ・編集室	28

あすに向かって 人の花咲くやすらぎ空間 阿波市

URL <http://www.city.awa.lg.jp> E-mail info@city.awa.lg.jp

事業に反映

歳入 173億9,300万円



平成18年度 予算

子育て支援・教育の充実・ 農業の振興を勘案！

平成十八年度当初予算が、三月定例市議会で可決承認されました。昨年度の通年予算は、合併初年度ということで、暫定予算を吸収し、また旧四町の残事業も含んで再編成されておりました。今年度予算額は、昨年度に比べ七・三%減の百七十三億九千三百万円となりました。

当初予算は、年間を通じる総合予算として編成されるものですが、国県支出金等が未確定の事業については、補正予算で対応することになっていきます。

市民1人
あたりの納める
市税
66,512円

市民1人
あたりに使う
お金
406,141円

H18.2月末 住基人口によるもの

歳入

市に入る一年間のお金が、歳入です。歳入を大きく分けると、市が自主的に収入し得る自主財源と国や県により定められた額が交付される依存財源とに分けられます。

自主財源の主なものは市税で二十八億四千八百三十九万七千円、歳入総額の十六・四%を占めております。市税を含む自主財源は四十九億百六十九万五千

円と全体の二十八・二%にとどまり前年対比十九・六%の減です。

一方、依存財源の主なものは地方交付税で五十八億五千六百八十五万一千円、また市債、国庫支出金、県支出金をあわせ五十四億七千三百九十五万四千円で、地方交付税等依存財源の合計は百二十四億九千三百三十五万五千円となり、このような状況下において、依存財源に頼る厳しい予算編成になっております。

昨今の地方自治体を取り巻く環境は、これまでにもまして厳しいものがあります。本県においても市町村合併により、八市十五町一村（平成十八年三月三十一日現在）となりました。

本市においても住民サービスの低下を招かないように町村合併によって、行財政基盤の強化を図りました。それに係る国・県の財政措置があるとはいえ、依存財源全体の減収はまぬがれない状況下にあります。

また国の「三位一体改革」の推進による国庫補助金の削減・税源移譲を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税などの総額を確保することが是非とも必要であります。そして、市民のニーズに応えるべき事業・施策については、中・長期的な行財政計画を立て、的確に予算配分してまいります。

市の特性を活かした

一般会計歳出 173億9,300万円

特別会計

予算額

【国民健康保険事業 3,716,270千円】

〔○と☆の数字は平成17年12月末現在〕

○一般被保険者数 12,301人

☆加入世帯数 6,906世帯

○退職被保険者数 1,945人

☆加入世帯数 813世帯

※主な事業

健康ふれあいウォーキング事業 300千円

人間ドッグ助成費 2,730千円

医療適正化特別対策事業 6,326千円

健康優良家庭報償費等 2,000千円

予算額

【老人保健事業 5,223,000千円】

〔○と☆の数字は平成17年12月末現在〕

○老人医療受給者数 6,845人

☆老人（75歳以上） 6,536人

☆障害認定者（65歳以上） 309人

予算額

【介護保険事業 3,491,900千円】

【伊沢谷簡易水道事業 7,373千円】

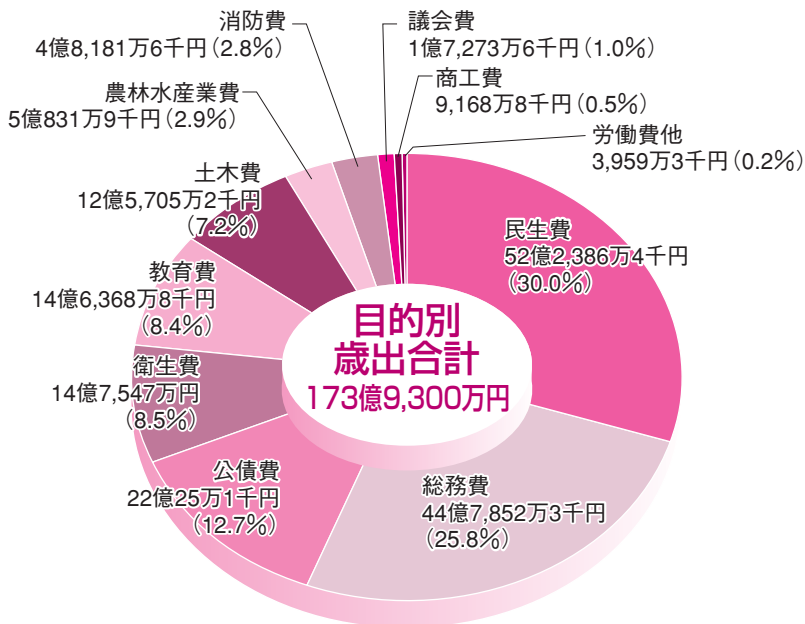
【住宅新築資金等貸付事業 24,273千円】

【農業集落排水事業 128,058千円】

【御所財産区特別会計 12,162千円】

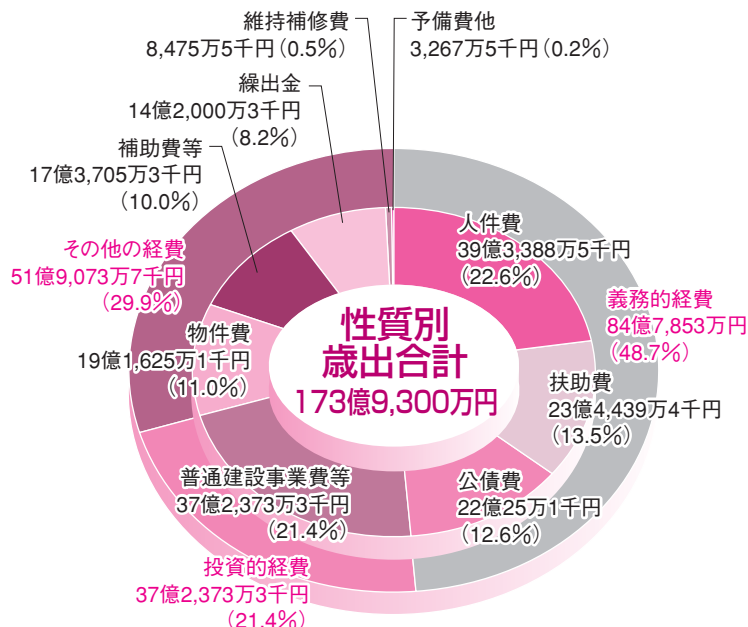
水道企業会計

	収益的収支	資本的収支
収入 予算額	763,941千円	62,030千円
支出 予算額	749,081千円	295,029千円
差引 額	14,860千円	△232,999千円



歳出の主なものは、民生費の児童館・幼児センター運営・放課後健全育成運営事業等の充実、総務費では昨年度からの継続事業であります。第一次阿波市総合計画策定業務、また、旧四町での共通事業であるケーブルテレビ整備事業（平成十七、十九年度予定の三カ年事業）を計上しております。衛生費では、浄化槽整備事業を推進し、教育費では小学校（英語）学力向上事業として、市単独英語助教諭による小学生の語学教育向上に取り組みます。土木費では、合併特別債を効率的に活用した基幹道路整備事業を推進、農林水産業費では、中山間地域等直接支払事業、元気な地域づくり事業等を予算化しております。

歳出



主な事業

ここでは、今年度当初予算の各事業ごとの重点項目をご紹介します。

【行財政改革と総合計画】

市を取り巻く環境を踏まえ、行財政改革を推進しながら住民サービスの低下を招かないよう、現実的な市の総合計画を策定します。

1. 総合計画策定業務

2,678千円

前年度から継続事業として、市民のニーズを十分考慮し、今後の財政状況の中・長期的に分析しながら「集中改革プラン」と併行して、効率的で費用対効果を勘案した市の施策の基本方針である「第1次阿波市総合計画」を策定します。

2. 庁舎建設事業

14,560千円

新庁舎を建設し、現在の4カ所に分散している機構を本庁に集中し、住民サービスの低下を招かないように行政事務の効率化を図ります。本年度は事業認定業務委託料を予算化しています。



▲行財政改革

【地域情報・通信ネットワーク整備事業】

市民参加型の行政体制を構築するため情報提供の基盤強化を図ります。

1. ケーブルテレビ整備事業

2,404,691千円

前年度に市内の公共施設間のネットワークを整備し、今年度は地域に密着した情報提供の手段としてCATVを市内全域に整備し、情報通信基盤の拡充に努めます。(平成17年度～平成19年度)

2. 市民・市政交流事業

13,100千円

開かれた市政実現のため、市政全般についての情報を、的確かつ迅速に周知することを目的に、広報紙およびホームページのより一層の充実を図ります。また、昨年行った市政懇話会を、市内の小学校単位(区域)で行い市民のいろいろな意見を市行政に反映させます。



▲ケーブルテレビ整備

【少子高齢化対策事業】

保護者の多様なニーズに応えるため、きめ細かな子育て支援策を打ち出し子どもを安心して預け、働くことのできる環境を整えます。また、高齢者がいきいきと暮らせる環境づくりとその主体的活動を支援します。

1. 子育て対策事業

1,300千円

市内の就学前の児童を保護者が安心して預けられる環境づくりを、行政と市民がともに考えます。

2. 児童館・幼児センター運営・放課後健全育成運営事業

64,482千円

児童館・幼児センター運営・放課後健全育成事業を行い、放課後児童の健全育成活動を支援します。

3. 保育所遊具整備事業

7,781千円

保育所の遊具を整備することにより、児童が友だちと遊ぶ楽しさを味わうと同時に、体力面の充実や決まりを守るなどの社会性を育みます。

4. 出産祝金給付事業

7,000千円

少子化と人口減対策として、出産祝金制度を継続します。

5. 敬老祝賀事業

31,235千円

長寿を祝して、高齢者に祝金を給付します。



▲保育所遊具整備

【地域振興事業】

産業・観光など地域の特性に着目し、開放的で自立した市をめざして「やすらぎ空間」のある地域づくりを推進します。

1. 自治振興事業 49,500千円
地域住民の連携と市民参加型行政を推進するため、自治活動に自治会振興交付金を支出し地域活性化に努めます。
2. 商工業振興事業 20,069千円
商工業を発展充実させるため、商工会等へ補助金を交付します。
3. 中山間地域等直接支払事業 30,310千円
中山間地域において、耕作放棄等の発生を防止し多面的機能を確認するため、耕作者へ交付金を支出し活動を支援します。
4. 体育振興補助事業 9,500千円
市民の体力と連携意識向上のため、体育協会等の活動を補助します。また、徳島駅伝選手強化に努めます。



▲商工業振興

【生活基盤整備事業】

市民生活の利便性の向上や安全確保に努めます。また、地域の環境づくりを推進し循環型社会の構築を図ります。

1. 浄化槽整備事業 89,496千円
合併浄化槽設置を推進し、住環境対策に努めます。
2. 農村振興総合整備事業 98,868千円
農業地域の道路、排水路整備、農業振興等を進め、市民参加型の地域環境づくりをめざします。
3. 道路等整備事業 551,036千円
市民生活に密着したインフラ整備である道路整備を、合併特例債等を有効活用しながら整備し、市民生活の利便性向上を図ります。
4. 周辺対策事業 315,800千円
旧土成町・吉野町に建設された一般廃棄物処理施設の周辺対策事業を推進します。
5. 交通安全対策事業 9,500千円
市民の交通安全のため、カーブミラー、ガードレール等を整備します。

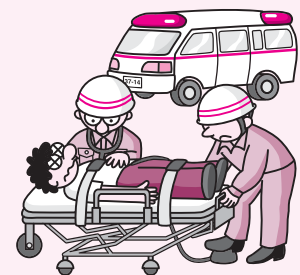


▲道路等整備

【防災対策事業】

阿波市防災計画に沿った危機管理体制の確立に努めます。

1. 災害対策事業 18,067千円
災害時に即応できるよう、市の危機管理体制の充実に努めます。
2. 木造住宅耐震化支援事業 3,800千円
新耐震基準以前に建築された木造住宅の耐震診断や、基準に沿った耐震改修事業を昨年度に引き続き補助します。



【教育環境整備事業】

義務教育施設の整備と、教育環境の充実に努めます。

1. 柿原小学校整備事業 8,402千円
老朽化している屋上の防水工事を施工し、教育環境の整備をします。
2. 小学校（英語）学力向上事業 10,100千円
小学校に市単独で英語助教諭を配置し、児童の語学教育向上に努めます。



▲小学校（英語）学力向上

新阿波市議会議員

阿波市誕生後初めての、阿波市議会議員一般選挙が三月十九日に行われ、定数二十二人の顔ぶれが決定しました。
 新しい議員の任期は、平成十八年四月一日から四年間です。
 ①氏名 ②年齢 ③住所(あいうえお順、敬称略)

22人の紹介



① 稲岡 正一
 ② 61歳
 ③ 山野上大西



① 稲井 隆伸
 ② 62歳
 ③ 五明



① 伊藤 雅功
 ② 63歳
 ③ 郷社ノ北



① 阿部 雅志
 ② 55歳
 ③ 柿原



① 児玉 敬二
 ② 48歳
 ③ 日開谷稲荷



① 香西 和好
 ② 59歳
 ③ 東条



① 木村 松雄
 ② 55歳
 ③ 土成



① 笠井 高章
 ② 66歳
 ③ 下喜来



① 江沢 信明
 ② 56歳
 ③ 御幸ノ北



① 岩本 雅雄
 ② 62歳
 ③ 東原



① 正木 文男
 ② 58歳
 ③ 梅ノ木原



① 原田 定信
 ② 58歳
 ③ 上野段



① 出口 治男
 ② 64歳
 ③ 吉田



① 月岡 永治
 ② 53歳
 ③ 西条



① 武田 矯
 ② 72歳
 ③ 小倉



① 篠原 啓治
 ② 48歳
 ③ 柿原



① 吉田 正
 ② 66歳
 ③ 川久保



① 吉川 精二
 ② 68歳
 ③ 八坂



① 森本 節弘
 ② 48歳
 ③ 西条



① 三木 康弘
 ② 54歳
 ③ 下喜来



① 三浦 三一
 ② 57歳
 ③ 柿原



① 松永 渉
 ② 53歳
 ③ 日開谷野田原



阿波市 行財政改革大綱を 策定

◆行財政改革の必要性

国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、少子高齢化による人口減少時代を迎え、国は活力ある経済社会の創造に向けて聖域なき構造改革に取り組んでおります。この構造改革のもと「官から民へ」という規制緩和や「国から地方へ」という地方分権の推進など広範囲にわたる見直しが行われており、地方自治体も地域にふさわしい行政サービスを提供する分権型社会システムに転換していくことが求められています。

また、自己決定・自己責任が求められる分権型社会においては、魅力的で活力ある市をめざして市民と行政が一体となつて推進する体制を構築し、持続的・安定的な行財政基盤を確立していかなければなりません。

しかし、本市の財政は、最近の経済状況等からみて市税収入が減少し、国の三位一体改革により地方交付税が削減され、今後も大きな歳入増が期待できない状況であります。まして超少子高齢化時代の到来、地方分権の進展、市民ニーズの高度化、多様化などによる行政需要の増大に伴い、今後ますます厳しい状況になると予測されます。

そこで本市では、昨年八月に小笠原市長を本部長として、助役、収入役、教育長および部長等で構成する阿波市行財政改革推進本部を設置し、「阿波市行財政改革大綱」の原案を作成、その原案を市民の代表者で構成する阿波市行財政改革推進委員会（会長 一村和義）に諮問し、二月十七日に答申をいただき「阿波市行財政改革大綱」を策定しました。

集中改革プラン

本大綱は、平成21年度末を目標とした「行財政改革」の骨子を示すもので、今後は、大綱に基づき実施計画である「阿波市集中改革プラン」を策定し速やかに実施します。

改革への基本方針

大綱では、「市民主体の市政の推進」、「時代に即応した行財政運営の確立」、および「効率・効果的な行政システムの構築」を基本方針とし職員一丸となって行財政改革に取り組んで参ります。

市民主体の市政の推進

- 情報公開・情報提供の推進と透明性の向上
- 市民参画・市民との協働体制の確立

【問い合わせ先】

阿波市総務課
☎（〇八八三）三五―四一一

時代に即応した行財政運営の確立

- 事務事業の見直し
 - 民間活力の導入
 - 適正負担と財源確保
 - 電子自治体の構築
- #### 効率・効果的な行政システムの構築

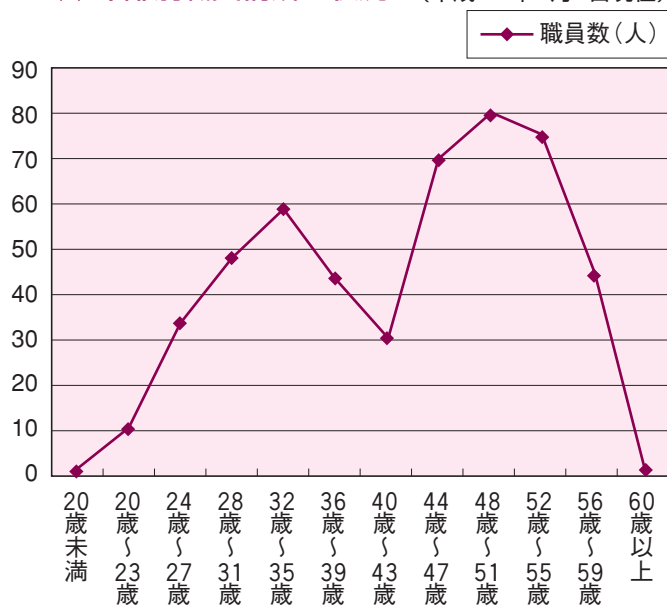
- 職員能力と資質の向上
- 簡素で効率的な組織機構の構築

- 定員管理の適正化
- 給与管理の適正化
- 公共施設の見直し
- 地方公営企業の経営健全化
- 外郭団体等の見直し



◀ 行財政改革推進委員会

1-(2) 年齢別職員構成の状況 (平成17年4月1日現在)



市職員の 給与などを お知らせします

■阿波市人事行政の状況について

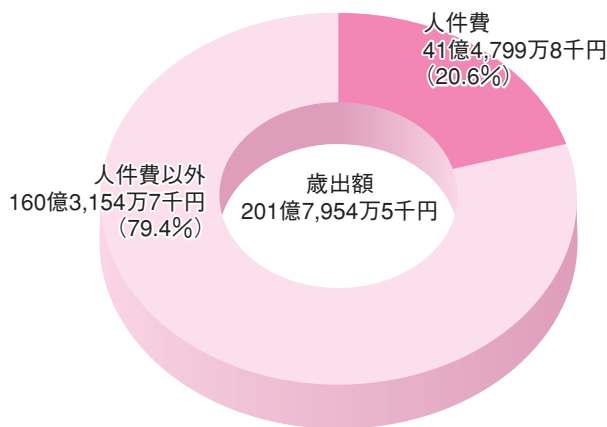
市職員の給与などは、地方自治法および地方公務員法の定めに基づく、市の条例、規則により定められています。ここで市民のみなさんに、市の職員数、給与等の状況をご理解いただくためにその主な内容をお知らせします。

(平成16年度のデータについては旧4町の合計によるものです)

2 職員給与の状況

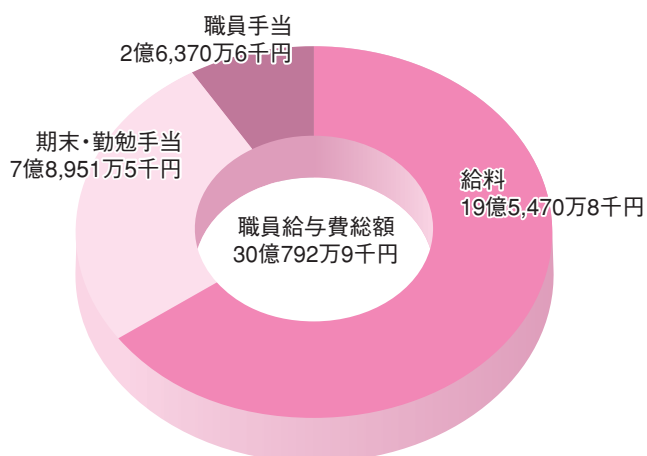
2-(1) 人件費の状況(16年度普通会計決算)

*人件費には特別職に支給される給料、報酬などを含みます。



2-(2) 職員給与費の状況(17年度普通会計予算)

*職員手当には退職手当を含みません。給与費は当初予算に計上された額です。総額を普通会計での職員数466人に割ると1人当たり6,454千円の給与費となります。



1 職員数に関する状況

1-(1) 部門別職員数の状況

(平成17年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成16年	平成17年	
一般行政部門	議会	8	4	-4
	総務	97	101	4
	税務	29	21	-8
	民生	133	161	28
	衛生	35	27	-8
	農林水産	36	22	-14
	商工	1	5	4
小計		366	369	3
	土木	27	28	1
特行政部門	教育	93	99	6
	小計	93	99	6
公会計企業等門	水道	18	11	-7
	その他	27	14	-13
	小計	45	25	-20
合計		504	493	-11

※職員数は一般職に属する職員数です。(常勤の教育長を含む)
平成16年職員数は旧4町を合計した職員数です。

3-(3) 特殊勤務手当 (平成17年4月1日現在)

支給職員1人当たり平均支給年額 (16年度決算)	30,760円
職員全体に占める手当支給職員の割合	22.6%
手当の種類(手当数)	14種類
代表的な手当の名称	保育業務従事職員の特殊勤務手当
	市税事務従事職員の特殊勤務手当
	水道事業従事職員の特殊勤務手当
	老人ホーム勤務職員の特殊勤務手当

3-(4) その他の手当 (平成17年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	配偶者13,500円 配偶者以外の親族2人目まで1人につき6,000円 (扶養親族でない配偶者がある場合 1人目6,500円) 3人目以降1人につき5,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円加算
住居手当	持家 3,500円(世帯主) 借家 ○家賃23,000円以下 家賃-12,000円=支給額 ○家賃23,000円以上 (家賃-23,000円)/2+11,000円=支給額(最高27,000円)
通勤手当	支給月額 自動車等を使用し、通勤距離が2km以上のものに支給される。 ○2km~5km未満 2,000円 ○5km~10km未満 4,100円 ○10km~15km未満 6,500円 ○15km~20km未満 8,900円 ○20km~25km未満 11,300円 ○25km~30km未満 13,700円 ○30km~35km未満 16,100円 ○35km~40km未満 18,500円
管理職手当	管理職の職に応じて支給(給料月額の10%~14%)

阿波市総務部秘書人事課

2-(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	42.7歳	345,200円
技能労務職	46.4歳	293,500円

*「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。(平成17年給与実態調査より)

2-(4) 職員の初任給の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	阿波市		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	138,800円	148,500円	—	—

2-(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	260,900円	329,500円	374,960円
	高校卒	221,100円	287,000円	338,700円
技能労務職	高校卒	190,200円	223,550円	260,900円

2-(6) 特別職の報酬等の状況 (平成17年4月1日現在)

区分	月額	期末手当	
給料	市長	880,000円	3.3月分
	助役	704,000円	
	収入役	660,000円	
報酬	議長	330,000円	3.3月分
	副議長	269,000円	
	議員	206,500円	

3 職員の手当の状況

3-(1) 期末手当・勤勉手当(平成16年度)

阿波市		国	
1人当たり平均支給額	1,621千円	—	
(16年度支給割合)		(16年度支給割合)	
6月期	期末手当 1.4月分 勤勉手当 0.7月分	6月期	期末手当 1.4月分 勤勉手当 0.7月分
12月期	期末手当 1.6月分 勤勉手当 0.7月分	12月期	期末手当 1.6月分 勤勉手当 0.7月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

3-(2) 退職手当 (平成17年4月1日現在)

阿波市		国	
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	(支給率)	自己都合 勤奨・定年
勤続20年	21.0月分 27.3月分	勤続20年	21.0月分 27.3月分
勤続25年	33.75月分 42.12月分	勤続25年	33.75月分 42.12月分
勤続35年	47.5月分 59.28月分	勤続35年	47.5月分 59.28月分
最高限度額	59.28月分 59.28月分	最高限度額	59.28月分 59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
勤奨予定特昇	1号		
退職時特別昇給	なし		

調理師講習

● 受講対象者

母子家庭の母等(ただし夫の暴力により母と子で家出をしている事例などで婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む)であって、就業と自立に意欲のある者

● 開催日及び時間

五月十六日(火)~六月二十八日(水)までの間の毎週火・水曜日(十四日間) 十時~十六時まで

● 開催場所

徳島県立総合福祉センター 二階 二〇一会議室

● 定員

二十名

● 申込締切日

五月九日(火)

● 受講料

無料(テキスト代は自己負担)

● 受講旅費等の支給

受講に要する交通費等を支給します。(一定の要件必要)

● 問い合わせ先

(財)徳島県母子寡婦福祉連合会 徳島市中昭和町一丁目二番地
☎(〇八八)六五四一七四一八 (担当 池田)

平成18年4月から

新しい介護保険

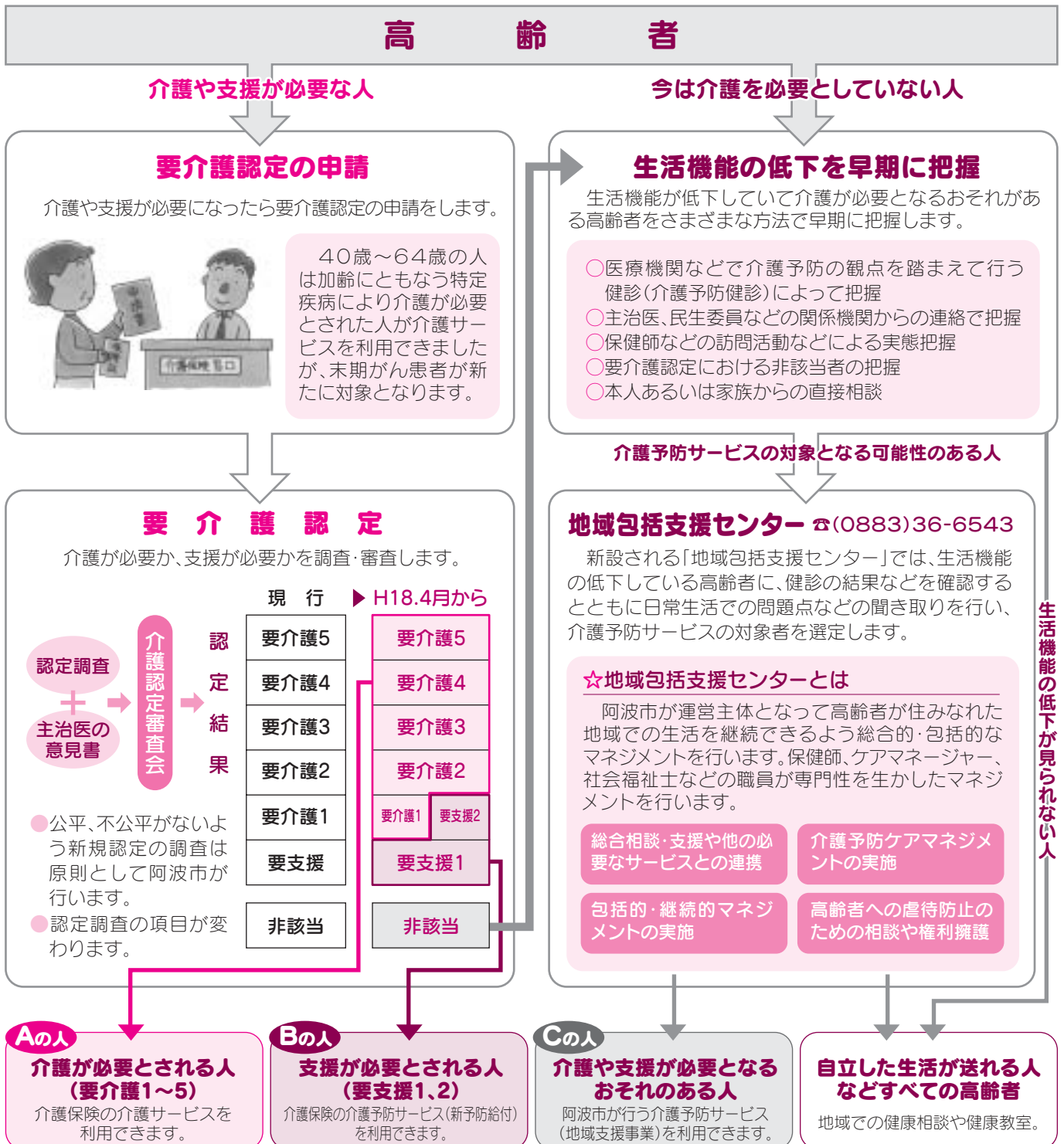
制度改正でここが変わりました！ 介護を予防するためのサービスがスタートします

現代社会においてますます進む高齢化。今後、寝たきり等で介護が必要な高齢者が急速に増えることが見込まれており、「介護が必要になったらどうしよう」という思いは、高齢者とその家族だけでなく誰もが抱く不安となっています。

そのような不安を軽減するため、寝たきり等にならないための介護予防を目的としたサービスの充実や、身近な地域での多様で柔軟なサービス提供を総合的に受けられる体制を作っていく必要があることから、平成18年4月から介護保険制度が見直されました。

制度の改正について概略を3月号でお知らせしましたが、今回はより詳しくお知らせします。

住みなれたまちで介護や支援、介護予防などのサービスが利用できます。



Aの人

介護が必要とされる人 (要介護1～5)

介護保険の介護サービスを利用できます。

Bの人

支援が必要とされる人 (要支援1、2)

介護保険の介護予防サービス(新予防給付)を利用できます。

Cの人

介護や支援が必要となるおそれのある人

阿波市が行う介護予防サービス(地域支援事業)を利用できます。

自立した生活が送れる人などすべての高齢者

地域での健康相談や健康教室。

生活機能の低下が見られない人

Aの人

**ケアプランの作成
(ケアマネジメント)**

居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者の希望や状態に応じたケアプランを作成します。利用者はケアプランに基づいて介護サービス事業者が提供するサービスを利用します。



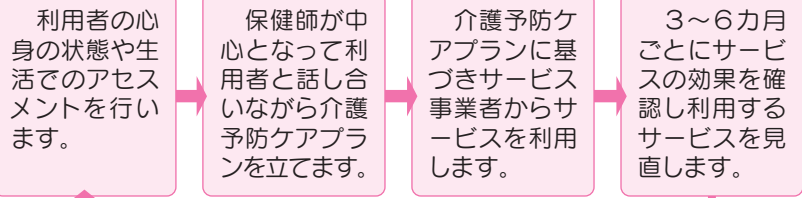
〈施設に入所の場合〉

介護保険施設に入所する場合は、その施設内でケアプランを立てることになります。

介護予防ケアプランの作成(介護予防マネジメント)

地域包括支援センターで保健師が中心となって利用者の状況に合った介護予防ケアプランを作成し、それに基づいて介護予防サービスを利用します。

〈介護予防サービスの流れ〉



Bの人

要支援1,2と認定された人

地域包括支援センターで保健師が中心となって介護予防プランを作成し、介護予防ケアプランに基づいた介護保険の介護予防サービスが利用できます。

Cの人

介護や支援が必要となるおそれのある人

地域包括支援センターで保健師が中心となって簡易な介護予防ケアプランを作成し、介護予防ケアプランに基づいた地域支援事業の介護予防サービスが利用できます。

Aの人

介護サービス

居宅サービス

- 訪問サービス
 - 訪問介護(ホームヘルプサービス)
 - 訪問入浴介護
 - 訪問看護
 - 訪問リハビリテーション
 - 居宅療養管理指導
- 通所サービス
 - 通所介護(デイサービス)
 - 通所リハビリテーション(デイケア)
- 短期入所サービス
 - 短期入所生活介護
 - 療養介護
- その他
 - 特定施設入居者生活介護
 - 特定福祉用具販売
 - 福祉用具貸与
 - 住宅改修費の支給
 - 居宅介護支援

施設サービス

- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

地域密着型サービス

- ※住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです
- 夜間対応型訪問介護
 - 認知症対応型通所介護
 - 小規模多機能型居宅介護
 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

Bの人

介護予防サービス(新予防給付)

居宅サービス

- 通所サービス
 - 介護予防通所介護(デイサービス)
 - 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護予防のプログラム

運動器の機能向上、栄養改善、口腔(こうくう)機能の向上の介護予防サービスは介護予防通所介護などのサービスの中で選択的サービスとして実施されます。

- 訪問サービス
 - 介護予防訪問介護(ホームヘルプサービス)
 - 介護予防訪問入浴介護
 - 介護予防訪問看護
 - 介護予防訪問リハビリテーション
 - 介護予防居宅療養管理指導

短期入所サービス

- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護

その他

- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防住宅改修費の支給
- 介護予防支援

地域密着型サービス

- ※住みなれた地域での生活を支えるためのサービスです
- 介護予防認知症対応型通所介護
 - 介護予防小規模多機能型居宅介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

Cの人

介護予防サービス(地域支援事業)

通所型介護予防事業

- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- 閉じこもり予防・支援
- その他

訪問型介護予防事業

- ※通所が困難な場合に限定的に実施
- 栄養改善
 - その他

制度改正のポイントを整理してみよう

- 一、介護を「予防」するサービスや事業が始まります。
- 一、住みなれた地域で自立した生活を支援します。
- 一、負担のあり方や制度運営が見直されます。
- 一、サービスの質を確保・向上します。
- 一、四つが主なポイントとなります。前ページ十六〜十七を参照いただき、詳細は阿波市介護保険課へ問い合わせください。

介護保険課よりお知らせ

▼旧阿波町・旧市場町の六十五歳以上の方で、各旧町で発行している介護保険被保険者証をお持ちの方は、有効期限が平成十八年三月三十一日と記載されておりますが、制度改正に伴い有効期限そのものがなくなりました。

つきましては、現在お持ちの介護保険被保険者証を引き続き大切に保管してくださいませうお願いします。

▼平成十八年度より普通徴収における介護保険料の納期が六回となりました。

つきましては、四月に暫定賦課（第一期）として、前年度の保険料額（年額）の六分の一に相当する額を賦課させていただきますのでご了承ください。

また、口座振替をご利用の方は五月一日（月）に引き落としを致しますので残高確認をお願いいたします。

《便利で確実な口座振替を！》

口座振替にしますと納期ごとに納める手間が省け、納め忘れることもなく便利で確実です。申込用紙は各金融機関窓口にありますのでご利用ください。

▼要支援（要支援1・2）の方および要介護1の方に対する福祉用具の貸与は、原則として平成十八年四月から一定の例外となる方を除き、次の品目については、保険給付の対象外となります。

- 特殊寝台（付属品を含む）
- 車いす（付属品を含む）
- 床ずれ防止用具及び体位変換器
- 認知症老人徘徊感知器
- 移動用リフト

*ただし、既に福祉用具貸与を受けている方は平成十八年十月まで経過措置として貸与を受けることができます。

【問い合わせ先】

阿波市介護保険課
☎（〇八八三）三六二六八一四

百歳万歳！ おめでとぅ びじゅいます。

阿波市で5人目

板東 緑さん

阿波市西条

（明治三十九年三月生まれ）



▲板東 緑さん

緑さんは、阿波市西条のご自宅で、ご長男夫妻とお孫さん夫妻、そしてひ孫さんの四世代家族で元気に暮らしています。

好きな食べ物はさしみ。また、新聞などをめがねなしで読み、耳もよく聞こえ、二〜三年前まで毎日の日課が風呂たきや、畑で野菜づくりを楽しまれていたそうです。

緑さんは、「これからも一日一日を大切に、家族と楽しく過ごすことを望みます」と話されていました。緑さんいつまでもお元気で過ごしてください。

知事と一緒に しゃべり場とくしま 3月25日



先月二十五日、市場総合福祉センター大会議室で、阿波市の皆さん、知事と一緒にしゃべり場とくしまが開催されました。知事からは、県政の報告を受け、阿波市民の中から四人のパネリストが代表で、それぞれのテーマで提言をしました。今後のまちづくりに活かす、有意義な意見交換がされました。

口座振替日変更について

阿波市における各種税金、使用料、保険料、保育料等の納付について、口座振替をご利用の皆さんは平成十八年度（四月一日）から、振替日が次のように変更されます。

★納期月の末日（金融機関などが休業日の場合は、翌営業日）

（*ただし、十二月については振替日、納期とも二十五日）

なお、水道使用料については従来どおりの振替日となっております。

【問い合わせ先】

阿波市会計課 ☎（〇八八三）三五二七八〇二
または各担当課まで。

項目	納期月
市県民税	6月・9月・12月
軽自動車税	5月
固定資産税	5月・7月・11月
国民健康保険税	7月・8月・10月・11月・2月
市営住宅使用料	毎月
農業集落排水施設使用料	毎月
住宅貸付金償還金	毎月
介護保険料	偶数月
保育所保育料	毎月
CATV使用料ICN	6月・9月・12月・3月
CATV使用料DHC	毎月
土成中央幼稚園保育料等	毎月

納税等は便利で確実な口座振替を！

納期ごとに市役所や金融機関などに出かけなくても、あなたが指定する預貯金口座から自動振替が利用できます。

「ちょっとのぞいてみんでえ 阿波の宝箱」

みなさんは阿波の魅力をご存じですか？そして、その魅力とはどのようなものなのでしょうか？

昨年の4月、町村合併とともに地元エリアも広がり、阿波市としての歴史や文化は数多くなりました。その歴史や文化を阿波の魅力として発掘し、この魅力を輝かせ宝にしてみたいはいかがでしょうか。

阿波市には、こんなにも輝いているものがあるよ。もっともっと阿波市のことを知ってみようよ。市民のみなさんが阿波市の魅力を知ることにより、忘れかけている地元の宝がよみがえります。そして、市民のみなさん一人ひとりが、阿波市の歴史や文化の案内人となり、県内外へ阿波市の魅力を発信できることを願います。

このコーナーでは、阿波の歴史や文化などを紹介し、忘れかけている地元の宝をよみがえらせ、改めてその魅力に迫ってみたいと思います。題して、ふるさと散策地元学「ちょっとのぞいてみんでえ 阿波の宝箱」。シリーズ1です。

◇犬(戌)墓 大師堂 (いぬのはか たいしどう) 阿波市大北(旧市場)



犬墓の地名は、弘法大師が連れていた愛犬を葬ったところから起こったと伝え、墓は享保（一七一六〜三六）の頃、犬墓村庄屋松永傳太夫が造ったという。それは一辺三十四センチメートルと四十センチメートルの墓礎石に、径三十六〜四十センチメートル、高さ二十三センチメートルの楕円形の自然石を置いてある。基礎石に「戌墓」と刻まれ犬の像と水瓶（飲み水を入れる器）が浮き彫りされている。

南向きのお堂の建立は比較的新しい。東向きのお堂にも石像の弘法大師坐像を祀っている。江戸時代の地図には、四足堂（雨露をしのぐために四隅に四本の柱を立て、屋根を葺いただけの簡素な建物）とある。旅の人たちの憩いの場所だったのだろう。現在は間口四間、奥行三間の建物で、大北集落集会所になっている。

平成十三年三月二十五日発行
市場町の文化財 道しるべと丁石より抜粋

犬墓の大師堂

（大正七年刊大俣村史には大師庵とある）



コミュニティ助成事業

(平成17年度自治宝くじ助成事業)



宝くじは
豊かさ築く
チカラ持ち。

宝くじは、広く社会に役立てられています。



「財団法人 自治総合センター」からのコミュニティ助成事業により、市場農村公園に遊具等が整備されました。子どもたちの絶好の遊び場となっているだけでなく、地域の皆さんの憩いの公園となっており、大変喜ばれています。

この事業は、宝くじの事業収入を財源として市町村等のコミュニティ活動に必要な施設、または整備を行い、コミュニティの健全な発展を図るとともに、宝くじの普及、広報を目的としています。



平成十七年度コミュニティ助成事業（宝くじの助成）を受けて、秋月地区自治会（旧土成町秋月字毘沙門一〇九番地）に集会所が完成しました。

この集会所は地域的な共同活動を通じて、地域市民との親睦を深め温かい人間関係をつくり、市民相互の生活の安定及び一人ひとりが、明るい生活を送り、住みよい地域をつくることを目的として、自治宝くじの助成を受けて建設されました。



自治宝くじの助成を受けて、イベント備品（フェスティバルテント）を購入しました。

新しくなったテントは軽量化されているため、設営や撤去が簡単になりました。これらを地域活動の活性化に役立てていただきたいと考えています。

この財団法人自治総合センターの行うコミュニティ助成事業は、自治宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティの健全な育成と宝くじの普及・広報を目的とするものです。



財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業（緑化推進事業）の助成を受け旧阿波町営勝命住宅跡地に植栽工事を行い三月に完成しました。

この公園は、世代を越えた地域間交流や、親子のコミュニケーションの場としてまた簡易なスポーツコートとして、広く利用していただける公園です。

市民の皆さんの、ゆとりある生活空間の環境づくりにご利用ください。



平成17年度 緑化推進事業



祝 御卒業 (祝 御卒園)
緑化推進事業阿波市

平成十七年度緑化推進事業の助成を受け、卒業（卒園）記念ラプリーポット（ケース付）を、市内各小学校・各幼稚園・各保育所の卒業生・卒園生に配布しました。みなさん、緑を大切にして阿波市を花いっぱいのにまちにしましょう。

*ラプリーポット

常に安定した給水が保てる底面吸水式の植木鉢です。自動吸水綿によって鉢底面にある水をくみ上げるため植物にストレスを与えません。面倒な水やりが一月に約一〜二回で済みます。

阿波市人権問題講演会を 開催しました

開催しました

平成十八年二月七日・八日、反差別・人権研究所みえ、研究員松村智広さんをお招きし、阿波市人権問題講演会を開催しました。会場には多くの方がお越しいただき、熱心に受講されました。その際、講演会に関してのご意見をお聞きしました。その意見を一部ご紹介いたします。

●松村さんの語りを聞いて勇気をいただきました。また明日からがんばろうという気持ちになりました。人権について今日の事も含め、ちょっととした事から家族で話し合おうと思います。

●人権＝愛 自分を大切にすると同じように、相手を思いやり、尊重し、愛すること、その愛が集まって人権。

●本当に正しい事は、人の言葉に惑わされず平等に生きていきたい。一人一人その自由と人権を持って生きていくとつくづく思いました。

●祖先はみな同じということに気づかせてくださってありがとうございます。

●今日は本音が聞けてとてもよかったです。私は差別がにくいと思います。誰の責任でもないのに。

●人生のハードルは何回でものり越えてきたつもりですが、そのたびに友に助けられました。今日の話でがんばる力をもらいました。

●はぎれのよい喋りの中に人間味を感じるよいお話でした。差別を憎んで人を憎まずの言葉を肝に人間として生きたいと思います。

●人権課に松村さんのビデオ二種類があります。参加できなかった方、もっと松村さんについて知りたい方等、ビデオを貸し出し致しますのでご連絡ください。

【問い合わせ先】

阿波市人権課 電話 〇八八三三三五一七八七三

新しい国民健康保険
被保険者証について

平成十八年四月一日より、阿波市国民健康保険被保険者証（保険証）が新しくなりました。

新しい保険証は、三月下旬に住
民登録をしている住所に、世帯
主あての封書で「配達記録」郵
便により郵送しております。四
月一日からは医療機関で、今ま
での保険証は使用できませんの
でご注意ください。

尚、保険証が新しくなったこ
とに伴い、別個の保険証（修学
のためのマル学、長期旅行等の
ためのマル速）をお持ちのかた
は、改めて申請していただくよ
うになります。

手続きの方法等については、
つぎの要領でお願いします。

●修学のため、家族と別居（他
の市町村に居住）するとき
のマル学の別個の保険証

○手続きの方法

- 一、修学するものの住民票を生
活の本拠地（他の市町村）
に転出する。（市民課また
は各支所地域課）
- 二、マル学の申請をする。（保
険年金課または各支所地域
課）

◇必要なもの

- ①印鑑 ②新しい保険証
- ③在学証明書

●長期旅行、出稼ぎ等で住
所を離れるとき

◇マル速の別個の保険証

○手続きの方法

- 一、マル速の申請をする。（保
険年金課または各支所地域
課）

- 家を離れる期間、理由等
の記入が必要です。
- ◇必要なもの

- ①印鑑 ②新しい保険証

●国保で受けられる給付

＜国民健康保険加入者の入院
時食事代の減額について＞

入院したときの食事代は、医
療費とは別に一定の額（標準負
担額）を支払うだけで、残りは
国保が費用の一部を負担しま
す。市民税非課税世帯の方は、
入院の際に申請していただくこ
とにより、標準負担額が減額さ
れます。

また、減額認定を受けている
方のうち、申請を行った月以前
の十二カ月以内の入院日数が九
十日を超える者（長期該当者）
については、さらに減額が受け
られますが、再度申請が必要と

なり、その際に領収証等の入院
日数を確認出来る書類の提出が
必要です。

【入院時の食事にかかる標準負担額】

一般の被保険者	1食 260円	
市民税非課税世帯70歳以上で低所得者Ⅱの人※	90日までの入院	1食 210円
	過去12カ月の入院日数が90日を超える入院	1食 160円
70歳以上で低所得者Ⅰの人※	1食 100円	

※低所得者Ⅱとは、世帯員（国保の被保険者）全員と世帯主が市民税非課税の世帯の人です。
※低所得者Ⅰとは、低所得Ⅱの条件に加えて、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方です。

【問い合わせ先】
阿波市保険年金課
☎（〇八八三）三五―七八〇五

でっかい夢を持ち
いっしょにいっしょに
SEECHER
―青年海外協力隊―



先月末、酒巻誠一さん（阿波市南五味知）が、バングラデシユのダツカ市へ青年海外協力隊員として派遣されることになり、出発前市役所を訪れ、市長からの激励の言葉を受けました。

酒巻さんは、冷凍機器・空調等のシステムについての技術指導にあたり、現地の指導員の養成を行うために派遣されます。期間は、平成十八年三月から二十年三月までの二年間。日本では、約七十日間の研修を受け、なかでも現地での言葉「ベンガル語」を覚えるのに苦労されたそうですが、バングラデシユでの主食が「カレー」と聞き、好物の一つで大変楽しみにされているそうです。ちよつびり残念なことは、「バングラデシユにお酒が無いこと」と笑顔で話され出発前の現地での意気込みを感じました。

市長からは「慣れない国での生活は不自由でしょうが、健康には留意され、でっかい夢を果たし、ふるさと阿波市へ元気で帰国されますよう健闘を祈ります」と激励の言葉をかけられました。

入浴助成券の利用要件

- 入浴助成券は、該当者限りの利用とします。
- 入浴助成券は、切り離さず施設の受付に提示することとします。
- 各施設での利用は、記載された月内に三回を限度とします。
- 入浴料金が三〇〇円を超えるときは、自己負担とします。

◎施設の詳細な内容・利用方法等は、各施設ごとに異なりますので確認のうえ利用いただきます。
なお、本制度の一部改定により交付対象者が「当該年度の四月一日に六十五歳に到達する者」、利用制限が「助成券は、施設において月三回を限度として利用することができ」と改めました。

【問い合わせ先】
阿波市福祉事務所長寿障害福祉課
☎（〇八八三）三六一六八二二

市場高齢者共同生活施設
入居者募集要領

- 施設の概要
- 所在地 阿波市日開谷野田原二十五番地
- 構造 鉄筋コンクリート造り 二階建
- 床面積 四十二㎡
- その他 水洗便所・浴室付
- 選考方法 入居申し込み者が、複数の場合は公開抽選とする。
- 抽選日 審査後郵送にて本人に通知する。
- 募集要領
- 募集室数 一室
- 家賃 月額 一万円（共益費を含む）
敷金 三万円（家賃の三カ月分）
- 入居資格等
 - (一)概ね六十五歳以上の自立者で、独居世帯または同居者か配偶者若しくは高齢者である者
 - (二)世帯の年間所得が百三十万円以下の者
 - (三)二室の入居者数は、二名までとする。
- 申込期間 平成十八年四月一日～平成十八年四月十四日（十四日間）
- 提出書類
 - 入居申込書（連帯保証人二名必要）、課税証明書、納税証明書、住民票謄本、その他必要書類
- 書類提出先 阿波市福祉事務所長寿障害福祉課 阿波市役所市民課・吉野支所／土成支所各地域課

【問い合わせ先】

阿波市福祉事務所長寿障害福祉課
☎（〇八八三）三六一六八一二

水道課事務所移転のお知らせ

水道課では緊急時の対応、市民の皆様のご利便性を考慮して市役所本庁舎から市役所市場支所三階へ移転します。

住所 阿波市上野段三八五番地一

電話番号 (〇八八三)三六一五二〇〇 (代表)

ファックス番号 (〇八八三)三六一五二四〇

※従来市場支所地域振興課で行っていた水道業務は三階水道課で行います。
※阿波市本庁舎では一階市民課窓口で給水装置の異動届けの受理等を行います。
市民の皆様にはご迷惑をおかけしますがご協力をお願いします。

社会教育課よりお知らせ

生花でテーブルアレンジメント(初めての方優先)

- 日時 平成18年5月～平成19年2月までの第3水曜日（月1回 計10回）
午後7:00～9:00
- 場所 吉野コミュニティセンター
- 講師 岡本 栄子 先生
- 受講料 無料（材料費実費）
- 対象 一般 20名

トールペイント

- 日時 平成18年5月～平成19年2月までの第2火曜日（月1回 計10回）
午前9:30～11:30
- 場所 吉野中央公民館
- 講師 原田 美穂子 先生
- 受講料 無料（材料費実費）
- 対象 一般 10名

実用ボールペン字講座

- 日時 平成18年5月～平成19年2月までの第1・3水曜日（月2回 計20回）
午前9:30～11:00
- 場所 吉野コミュニティセンター
- 講師 先山 明美 先生
- 受講料 無料（材料費実費）
- 対象 一般 15名

手話教室

- 日時 第2金曜日
午後7:30～9:00
- 場所 吉野コミュニティセンター
- 講師 南谷 智子 先生
- 受講料 無料
- 対象 中学生以上

電話またはFAXで申し込んでください。

【申し込み・問い合わせ先】 阿波市教育委員会社会教育課（阿波市西条字大西60番地1）

☎（088）696-3968 ☎（088）696-3277

農業者のためにできた制度・農業者年金について

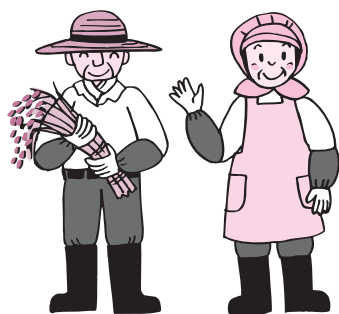
平成十四年度にスタートした新しい農業者年金は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、認定農業者などへの助成を通じて農業の担い手を確保するという目的を持った公的な政策年金で、次のようなメリットがあります。

一、**農業従事者なら誰でも加入できます。**

国民年金の第一号被保険者で、年間六十日以上農業に従事する六十歳未満の人は誰でも加入できます。

二、**積立方式で安心した財政運営です。**

積立方式の年金額は加入者・受給者に左右されない、少子高齢化に強い制度です。



三、**保険料は自由に選択できます。**

月額二万円から六万七千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。

四、**保険料の手厚い国庫補助があります。**

認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対して、月額二万円の保険料の二割、三割、または五割の政策支援（保険料の国庫補助）があります。

五、**税制面でも大きな優遇があります。**

保険料は最大八十万四千元の社会保険料控除の対象になります。

支払われる年金にも公的年金控除が適用されます。

六、**八十歳まで保証がついた終身保険です。**

年金は終身受給できます。加入者や受給者が八十歳になる前に亡くなった場合は、八十歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

【問い合わせ先】

阿波市農業委員会事務局
☎(〇八八)六九五―五三八四

はじまります

残留農薬のポジティブリスト制度

平成十八年五月二十九日から

農業散布時はこれまで以上に

気をつけましょう

散布することをまわりの栽培者に伝え、日頃からのコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

ポジティブリスト制度とは？

●食品衛生法が改正され、残留農薬のポジティブリスト制度が始まります。
●この制度では、今まで残留農薬基準値がない農薬にも、0.01ppmという低い数値が基準値として設定されることになります。

どんなときに注意が必要？
使用しようとする農薬がまわりの食用作物に登録のない場合

ある作物に使用おうとする農薬が、その作物のまわりで栽培されている他の食用作物に登録（適用）がない場合は注意が必要です。

*特にご注意

- ◎圃場どうしの距離が近いつき
- ◎隣の食用作物の収穫が近づいているとき
- ◎飛散が起こりやすい散布方法のとき

飛散注意！

- 風が強いほど飛散距離は大きくなります。
- 散布圃場に近い場所ほど飛散量は多くなります。
- 次の場合は飛散が多くなる傾向があります。
- 細かすぎる散布粒子のノズルを使う場合
- 散布圧力を上げすぎる場合

それではその対策は？

- 散布量が多くなりすぎないように、散布は必要最小限の量と区域で行うよう気をつけましょう。
- 風の弱いときに風向に気をつけ、風下に別の作物があるときはとくに気をつけて散布しましょう。
- 散布の方向や位置に気をつけ、できるだけ作物の近くから作物だけにかかるように、また圃場の端部での散布は外側から内側に向けて行うようにしましょう。
- 粒子が細かいほど、圧力を高めるほど飛散しやすくなるので、細かすぎる散布粒子のノズルは使わないようにし、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- タンクやホースは洗いがいいようにきれいに洗っておきましょう。

【問い合わせ先】

県川島農業支援センター
☎(〇八八三)二二六―三九七一



- ◆飛散をできるだけ減らすよう工夫して散布しましょう。
- ◆農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。

*これまで以上に気をつけなくてはいけないのが、**飛散**

～犬の飼い主のみなさまへ～ 平成18年度狂犬病予防注射の実施と飼い犬の登録について(案内)

日頃は、犬害防止のため、格段のご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成18年度狂犬病予防注射の実施と飼い犬の登録を、下記の日程により実施しますので、犬を飼っている方は、最寄りの場所で必ず受けられますようお願いいたします。

尚、すでに登録を受けている飼い犬は、狂犬病予防注射だけを受ければよいですが、新しく飼い始めた犬や登録の出来ていない飼い犬は、登録と狂犬病予防注射が必要です。

飼い犬が死亡したときや犬の所在地が変わったとき、あるいは飼い主の住所の変更があったときなどは、そのたびごとに届け出が必要となっていますので、阿波市環境衛生課および各支所へ連絡してください。



犬の登録並びに狂犬病予防注射日程(時間厳守・雨天決行)

土成地区	月日	時 間	場 所	月日	時 間	場 所
	4月11日(火曜日)	午前 9:30～午前 9:40	出口集会所	4月12日(水曜日)	午後 1:30～午後 1:45	渋毛バス停
午前 9:50～午前10:10		川端商店前	午後 1:50～午後 2:00		一里松住宅	
午前10:20～午前10:40		水田集会所	午後 2:10～午後 2:35		同志集会所	
午前10:50～午前11:10		スマイルショップモリ前	午後 2:40～午後 2:55		高尾バス停	
午前11:20～午前11:40		JA板野郡農協土成支所前	午後 3:00～午後 3:30		山王子集会所	
午後 1:20～午後 1:40		大塚歯科医院前	4月13日(木曜日)		午前 9:30～午前 9:50	建布都神社
午後 1:50～午後 2:20		薬王子神社前			午前10:00～午前10:25	梶尾神社
午後 2:30～午後 3:00		牧本勉氏宅前			午前10:30～午前10:50	JA板野郡農協本所前
午後 3:10～午後 3:30		島田酒店前			午前11:00～午前11:20	土成会堂前
午後 3:40～午後 4:00		法林地辻			午前11:30～午前11:50	御所小学校前
4月12日(水曜日)	午前 9:30～午前 9:45	松田誠一氏宅裏		午後 1:30～午後 1:50	JA板野郡農協御所支所前	
	午前 9:50～午前10:10	井上商店前		午後 2:00～午後 2:25	吉田派出所前	
	午前10:15～午前10:30	吉岡一氏宅東側		午後 2:30～午後 2:45	神田橋南	
	午前10:45～午前11:15	川田商店前		午後 2:55～午後 3:15	宮川治氏宅西側	
	午前11:30～午前11:45	旭集会所前		午後 3:25～午後 3:50	土成図書館	

吉野地区	月日	場 所	場 所	月日	場 所	場 所
	4月25日(火曜日)	午前 9:30～午前 9:45	森川昭雄さん宅横	4月26日(水曜日)	午前11:05～午前11:20	姥御前プール横
午前 9:55～午前10:25		案内神社	午後 1:30～午後 1:40		旧ブックスセンターエース東・空き地	
午前10:35～午前10:55		昭和老人ルーム	午後 1:50～午後 2:00		井上工務店前	
午前11:05～午前11:20		モア(美容室)東側	午後 2:10～午後 2:20		新開地住宅会堂前	
午後 1:20～午後 1:35		広永会堂前	午後 2:30～午後 2:45		藤原・旧村上商店前	
午後 1:45～午後 2:00		阿北自動車教習所前	午後 2:55～午後 3:10		大竹児童遊園	
午後 2:10～午後 2:40		JA板野郡農協柿島集荷場北	4月27日(木曜日)		午前 9:30～午前 9:40	町口北・三木政男さん宅前
午後 2:50～午後 3:05		上田組南・別所神社横			午前 9:50～午前10:05	町口南公園
午後 3:10～午後 3:20		小島強会館前			午前10:15～午前10:30	一条神社
午後 3:30～午後 3:40		十二柱神社			午前10:40～午前10:55	中央ふれあいセンター
4月26日(水曜日)	午前 9:30～午前 9:40	岡ノ元公会堂		午前11:05～午前11:20	井ノ元・若宮神社前	
	午前 9:45～午前 9:55	五条団地集会所前		午後 1:30～午後 1:45	旧五条駐在所前駐車場	
	午前10:05～午前10:15	梶本重機前		午後 1:55～午後 2:10	大西老人憩の家前	
	午前10:25～午前10:35	北原会堂(福授庵)前		午後 2:20～午後 2:40	笠井福祉センター	
	午前10:45～午前10:55	姥御前会堂		午後 2:50～午後 3:20	阿波市役所 吉野支所前	

※担当者はいずれも藤江獣医師

①犬の登録手数料 <1頭当り 3,000円> ②狂犬病予防注射手数料 <1頭当り 3,000円>

③かむくせのある犬は、危険防止のため口輪等装着して注射を受けてください。

④犬の体調が悪いとき、治療中の病気がある時は、あらかじめ獣医師に相談してください。

※阿波地区・市場地区は5月の予定です。

【問い合わせ先】 阿波市環境衛生課 ☎(0883) 35-7803
土成支所地域課 ☎(088) 695-2312

市場支所地域課 ☎(0883) 36-5117
吉野支所地域課 ☎(088) 696-3965

阿波市立図書館 4月のカレンダー

吉野笠井図書館 ☎(088) 696-4686
 土成図書館 ☎(088) 695-5385
 市場図書館 ☎(0883) 36-6455
 阿波図書館 ☎(0883) 35-5101

日	月	火	水	木	金	土
						1 ◎こども映画会 14:00~14:44 (阿波)
2 ◎お話し会 英語のお話タイム 13:30~(市場) ◎おはなしひろば 10:30~11:00 (土成)	3 休館日(全館)	4	5	6	7	8 ◎ベルの会のおはなし会 14:00~14:30 (阿波) ◎ちぎり絵教室 13:00~(市場)
9 ◎こども映画会 14:00~(市場)	10 休館日(全館)	11	12	13 ◎ブックスタート (3~4か月健診対象児) (市場コミュニティー)	14	15 ◎こども映画会 14:00~14:49 (阿波)
16	17 休館日(全館)	18 ◎歴史講座 13:30~(市場)	19	20 ◎ブックスタート (3~4か月健診対象児) (土成保健センター)	21	22 ◎ちぎり絵教室 13:00~(市場) ◎おはなし会 15:00~15:30 (吉野笠井) ◎ベルの会のおはなし会 14:00~14:30 (阿波)
23 ◎古文書解読講座 10:00~(市場)	24 休館日(全館)	25	26	27	28 資料整理日 につき休館 (全館)	29 みどりの日につき 休館(全館)
30						

◎各図書館よりお知らせ

4月23日(日)~5月12日(金)
2006 (第48回) こども読書週間



今年の標語は「魔法の国へのパスポート」

こどもの読書週間は昭和34年(1959年)に始まりました。2001年12月に「こども読書活動推進法」が公布・施行され、4月23日が「こども読書の日」となりました。この推進法は読書のある暮らしを、子どもたちの生活の中で改めて推進し、具体化し保障することです。子どもの読書活動への興味や関心を深めていくために、各図書館でも「こども読書の日」にちなんで、5冊本を借りてくれた子どもたちにささやかなプレゼントをするという企画をたてております。一人でも多くの子どもたちが、お気に入りの本に出会えるように、みなさんのご来館をお待ちしております。



◎平成18年4月1日より下記のとおり変更になります。

※貸出冊数及び貸出期間

阿波市立吉野笠井図書館	図書 10冊、ビデオ 3点	図書 2週間・ビデオ 1週間
阿波市立土成図書館	図書 10冊、ビデオ 3点	図書 2週間・ビデオ 1週間
阿波市立市場図書館	図書 10冊、CD・ビデオ・カセットブック 各3点	図書 2週間・ビデオ等 1週間
阿波市立阿波図書館	図書 10冊、CD・ビデオ・カセットブック 各3点	図書 2週間・ビデオ等 1週間

◎本などの貸出については、貸出カードをご持参ください。なお、貸出期限を守って返却してくださいませよう願いたします。

※利用者の資格

市内に在住し、又は通勤し、若しくは通学されている方。
 登録の際には、本人確認が出来る免許証、学生証等が必要です。

※予約・リクエストの受付

読みたい本が貸出中であつたり、所蔵していなかったりすると、県立図書館や他館より借り入れいたしますので、お気軽にカウンターへお申し出ください。



4月の健康だより

●保健事業のお問い合わせは
阿波市健康福祉部 健康推進課 TEL.0883-36-6815

※会場のHは保健センター、Cはコミュニティセンターの略です。

母子・乳児健診／相談

日	受付時間	事業名	会場
13日(木)	12:30～13:00	乳児健診	市場C
14日(金)	12:30～13:00	2歳児健診	市場C
20日(木)	12:30～13:00	乳児健診	土成H
25日(火)	12:30～13:00	3歳児健診	阿波H
28日(金)	12:30～13:00	1歳6か月児健診	土成H

予 防 接 種

日	受付時間	事業名	会場
11日(火)	13:00～13:30	BCG	市場C
17日(月)	13:00～13:30	ポリオ	土成H
27日(木)	13:00～14:00	ポリオ	阿波H

※健康相談は、お気軽に時間内においでください。

※各種教室は、定員が限られておりますので、事前にお問い合わせください。



もっとからだを動かそう!

徳島県は、糖尿病が原因で死亡する人の割合が全国一です。飽食、食習慣の乱れ、運動不足…が原因になっていることはよく知られています。平成15年県民健康栄養調査によると徳島県は、一日の歩行数が全国に比べて男女ともに少ないようです。

	徳島県(H15)	全 国(H15)	目標値
男	6,507歩	7,575歩	9,200歩
女	5,931歩	6,821歩	8,300歩

皆さんは自分が一日に何歩くらい歩いているかご存知ですか?運動不足解消のため、自動車を自転車や徒歩に、エレベーター・エスカレーターを階段に変えるなど生活の中に歩くことを取り入れてみましょう。

阿波市では、老人保健法に基づき今年度40歳になる方には健康手帳と万歩計及び万歩計記録表を配布しますのでご利用ください。



休日夜間 救急当番医

1日(土)	阿波病院(内科のみ)
2日(日)	阿波病院(内科のみ)
3日(月)	金塚内科
4日(火)	阿波病院(内科のみ)
5日(水)	阿波病院(内科のみ)
6日(木)	阿波病院(内科のみ)
7日(金)	笠井病院
8日(土)	阿波病院(内科のみ)
9日(日)	小笠原医院
10日(月)	小笠原医院
11日(火)	阿波病院(内科のみ)
12日(水)	阿波病院(内科のみ)
13日(木)	阿波病院(内科のみ)
14日(金)	賛広診療所
15日(土)	阿波病院(内科のみ)
16日(日)	阿波病院(内科のみ)
17日(月)	大崎皮膚科医院
18日(火)	阿波病院(内科のみ)
19日(水)	阿波病院(内科のみ)
20日(木)	阿波病院(内科のみ)
21日(金)	大久保医院[吉野]
22日(土)	阿波病院(内科のみ)
23日(日)	笠井病院
24日(月)	大久保内科医院[市場]
25日(火)	阿波病院(内科のみ)
26日(水)	阿波病院(内科のみ)
27日(木)	阿波病院(内科のみ)
28日(金)	大野病院
29日(土)	阿波病院(内科のみ)
30日(日)	阿波病院(内科のみ)

当番医連絡先

医療機関名	電話番号
賛広診療所	0883-35-2107
笠井病院	0883-35-2720
大崎皮膚科医院	0883-35-6468
小笠原医院	0883-36-2030
大久保内科医院[市場]	0883-36-3020
阿波病院	0883-36-5151
大久保医院[吉野]	088-696-2037
大野病院	088-695-2112
金塚内科	088-695-5858

※変更になる場合があります。当番医あるいは、中央広域連合中消防署 ☎088-695-2149でご確認ください。

4月1日から 保育所、幼稚園、小・中学校の敷地内

全面禁煙

ご協力をお願いします。

阿波市教育委員会では、四月一日から阿波市内全域の幼稚園・小学校・中学校の敷地内を全面禁煙にすることにいたしました。

学校敷地内禁煙の実施に至るまでの背景として、平成十四年八月に「健康増進法」が施行され、第二十五条では施設管理者に受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならぬことが示されています。

このような中、徳島県内の県立学校では平成十七年度から全面禁煙が既に実施されており、平成十八年度からは施設内禁煙が市町村立のほとんどの学校において実施される予定となっています。

学校および幼稚園は、心身ともに健全な子どもたちを育む場であり、かつ、高い公共性を有する教育機関であることから、禁煙化については率先して取り組むことが求められています。

市民のみなさんも学校行事、社会体育等で学校・幼稚園の施設のグラウンドや体育館などを利用される機会があると思いますが、主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

尚、阿波市子育て支援課におきましても阿波市内全保育所の敷地内においても同様に全面禁煙いたしますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

阿波市教育委員会学校教育課

☎(〇八八)六九六一三九六七
☎(〇八八)三三六一六八一三

阿波市子育て支援課

☎(〇八八)六九六一三九六七
☎(〇八八)三三六一六八一三

男性団員とピアノ伴奏者を募集

阿波市内合唱団（コールブルーム阿波&ワインボーイズ）は男性団員とピアノ伴奏者を募集しています。

ご希望の方は《水田：☎(0883)36-2080》

《近藤：☎(0883)36-2028》

までご連絡ください。



阿波市環境連絡会議総会開催

会長 大塚 明廣

- 日 時 平成18年4月23日(日) 10時より
- 特別講演 津川なち子氏
- 演 題 「ごみゼロ阿波踊り大作戦」

【問い合わせ先】

事務局 須見 泰子 ☎(0883)35-2197

広報クイズ

正解者5名に、
図書カードがあたるよ!

問 題：平成18年度予算一般会計歳入合計は①?万円。また、歳出合計は②?万円でしょうか。①②?の数字は。

ヒ ント：正解は、本紙のどこかにあるよ!
本紙をよーく見てね。

応募方法：はがきにクイズの答とあなたの住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、また、広報へのご意見・ご感想をお書きいただきご応募ください。正解者の中から、抽選で5名の方に図書カードがあたります。

応募先：〒771-1792 徳島県阿波市東原173番地
阿波市役所広報クイズ係 宛

締め切り：4月17日(月)必着

※当選者の発表は、翌月の広報阿波に掲載いたします。多数の方のご応募、お待ちしております。

3月号のクイズ正解は①19日②22人でした。正解者の中から抽選で、溝本英子さん(柿原)・松本修さん(吉田)・森久瑠美さん(土成)・小林美どりさん(南久保)・宇和佐頼子さん(医王寺)5名の方が当選されました。おめでとうございます。

編集室

出合いがあれば別れもあり
ます。春はその季節の代表です。
新たに出版されるみなさん
は、どのような夢や希望をも
ちスタートされるのでし
ょうか。どうか、元気なスタート
をしてください。編集室も担
当が交代します。一年間お世
話になりました。また、あら
たな編集室もよろしく願
います。
今後、皆様からのご意見
ご感想、身近な情報をお待
ちしております。



阿波市のうごき	
■平成18年2月末日現在人口(住民基本台帳によるもの)	()内は前月比
男：20,576人(△22)	
女：22,249人(△14)	
計：42,825人(△36)	平均年齢 46.3歳
■世帯：14,017戸(+27)	
■出生：16人(△8)	
■死亡：48人(△13)	
■面積：190.97km ²	